

併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について

平成19年6月22日

平成18年から同22年まで、新司法試験と旧司法試験が併行実施されているところ、司法試験委員会は、すでに、同18年及び同19年について、新旧司法試験合格者について一応の目安となる概括的な数字（以下「概数」という。）を示していたが、本日、同20年以降の併行実施期間中の新旧司法試験合格者の概数について意見を取りまとめた。

司法試験委員会の取りまとめ

1 新司法試験について

新司法試験の合格者の概数については、各法科大学院が、今後、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として、平成20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、同22年は2,900人ないし3,000人程度を、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

2 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。